

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六
- 地籍調査の成果について認証した件二件 六
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 六
- 河川整備計画を定めた件 六
- 福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程 六
- 福島県教育委員会 七
- 福島県教育職員免許状再授与審査会規則 七

告 示

福島県告示第百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年二月二十一日から同年六月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び川俣町政策推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

カインズFC川俣店 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字学校前十五番地ほか
変更しようとする事項

- 1 駐輪場の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
- 2 廃棄物等の保管施設の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
- 3 変更しようとする年月日
令和七年三月三十一日
- 4 届出年月日
令和七年二月十日
- 5 届出をした者
株式会社誉田

（別紙図面）は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）以下「法」という。第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年二月二十一日から同年三月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五十六号
- 二 法第八條第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第百二号

国土調査法（昭和三十六年法律第八十号）第十九條第二項の規定により、会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和七年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津美里町
- 二 成果の名称
会津美里町福重岡の一部（八重松地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、柳津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和七年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 調査を行った者の名称
柳津町
- 二 成果の名称
柳津町大字細八の一部（細八第3地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大野台1丁目	相馬市大野台1丁目	土石流	次の図のとおり
大野台2丁目1	同 市大野台2丁目	土石流	
猪倉	同 市初野字猪倉	土石流	
内沢2	同 市初野字内沢	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
山ヶ平2	同 市初野字山ヶ平	土石流	次の図のとおり
源蔵田	同 市粟津字源蔵田	土石流	
尖森C	同 市山上字尖森	土石流	
中平沢2	双葉郡檜葉町大字上繁岡字腰越	土石流	

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
大野台1丁目	相馬市大野台1丁目	土石流	次の図のとおり
大野台2丁目1	同 市大野台2丁目	土石流	
猪倉	同 市初野字猪倉	土石流	
内沢2	同 市初野字内沢	土石流	
源蔵田	同 市粟津字源蔵田	土石流	次の図のとおり
尖森C	同 市山上字尖森	土石流	
中平沢2	双葉郡檜葉町大字上繁岡字腰越	土石流	

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

公 告

公告第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
矢吹西部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 添田 勝幸

同 蛭田 泰昭

同 鈴木 和夫

同 丸山 重雄

同 星 裕明

同 大野 隆満

同 須藤 一美

同 小坂橋 勝美

同 角田 秀明

同 戸倉 宏一

同 岡谷 栄一

同 箭内 憲勝

同 戸倉 泰男

同 大木 邦明

同 猪越 喜久雄

就任した役員

役別 氏名

理事 添田 勝幸

同 蛭田 泰昭

同 鈴木 和夫

同 箭内 憲勝

同 丸山 重雄

同 星 裕明

同 網藤 明男

同 須藤 喜美夫

同 小坂橋 勝美

同 角田 秀明

同 戸倉 宏一

同 岡谷 栄一

同 箭内 憲勝

同 戸倉 泰男

同 大木 邦明

同 猪越 喜久雄

同 添田 勝幸

住所

岩瀬郡天栄村大字上松本字荒井屋敷二番地

西白河郡矢吹町寺内西一八五番地

白河市大工町三八番地三

岩瀬郡天栄村大字大里字丸山三五番地

同 郡同 村大字大里字東丹下八二番地

同 郡同 村大字大里字桑名邸六八番地

同 郡同 村大字大里字南沢一一八番地

同 郡同 村大字大里字南沢一一八番地

同 郡同 村大字大里字南沢一一八番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 郡同 町田内一二〇番地

同 戸倉 宏一 白河市中新城字内屋敷八九番地
同 岡谷 栄一 同 市大信下新城字野寺四六番地
同 佐々木 一成 西白河郡泉崎村大字踏瀬字踏瀬四四番地
同 戸倉 泰男 白河市中新城字赤坂四四番地
同 大木 久時 岩瀬郡天栄村大字大里字沢邸二七番地
同 兼子 弘幸 同 郡同 村大字白子字中屋敷三三番地一

(農村計画課)

公告第四十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。

この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

河川整備計画の名称 一級河川阿武隈川水系白河圏域河川整備計画

(河川計画課)

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年二月二十一日

福島県議会議長 西山尚利

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第八条第八項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「そ

の他」を「又は」に改める。

第十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第五号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

様式第十号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第十四号中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

様式第十五号中「の特定する」を「を特定する」に改める。

様式第十六号中「健康保険被保険者証」を削る。

様式第二十号中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の福島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の福島県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(議事事務局総務課)

福島県教育委員会

福島県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第二号

福島県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三条の規定に基づき設置される福島県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、五人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他児童生徒性暴力等の防止等に関する学識経験を有する者として福島県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、教育長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第五条 審査会の会議は、公開しない。

(委員でない者の出席)

第六条 審査会において必要があると認めるときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他児童生徒性暴力等の防止等に関する学識経験を有する者出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、福島県教育庁において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審査会の会議は、第四条第一項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(義務教育課)